

## 令和3年度 非・接触型体温計助成制度交付要綱

(公社) 秋田県トラック協会

### (目的)

第 1 条 この要綱は、秋田県トラック協会（以下「秋ト協」という）の会員事業者（以下「会員」という）が、非・接触型体温計を導入した場合において、その費用の一部を助成することによって、会員従業員の健康の増進を目的とする。

### (助成対象)

第 2 条 助成対象は、設置型の非・接触型体温計を導入した会員とする。

### (対象機器)

第 3 条 対象器機は、床面や机の上に固定する器機として、非接触方式で体温を計れるものとする。

### (助成金額)

第 4 条 助成対象装置を設置した場合の助成額は、導入費用の半額で上限3万円とする。

2. 助成額について、1,000円未満の端数は切り捨てとする。
3. 1社の限度台数を1台とする。

### (実施期間)

第 5 条 事業の実施期間は、2021年4月1日から2022年2月末日までとする。  
但し、事業実施期間内でも、予算額に達した場合は終了とする。

### (助成適否の事前申請)

第 6 条 助成金の交付を受けようとする場合は、事前に、令和3年度非・接触型体温計助成金事前承認申込書を、秋ト協へ提出しなければならない。

### (助成方法)

第 7 条 会員は、非・接触型体温計の設置が完了した場合は、令和3年度非・接触型体温計助成金交付申請書に、請求書と領収書の写しと写真等を添えて秋ト協へ提出する。

### (助成金交付)

第 8 条 秋ト協は、助成金の交付請求があった場合は、その内容を精査し適正と認めるときは助成金を交付する。

以上